

学生の息子が親に内緒でバイクを購入！ 取り消したい！！

Q 学生の息子が親に内緒で高額なバイクを購入していた。高校を卒業したばかりでアルバイト収入しかないのに、80万円のローン契約をしている。解約させたい。

(43歳・女性)

A 未成年者が契約をするときは法定代理人(両親が一般的)の同意が必要で、同意を得ずにした契約は、失敗したと思ったら後から取り消すことができます。しかし、2022年4月から成年年齢が引き下げられ、18歳で成人となりました。親の同意なく、自分の責任でローンやクレジットカード等の契約が18歳で可能となりました。社会経験の少ない若者が悪質商法の新たなターゲットになることも予想されています。無理な買い物をしないよう、たとえ少額の買い物であっても、メリット・デメリットをよく考えて契約するよう伝えましょう。一人で悩まず、困ったときは息子さん(契約当事者)からの連絡をお待ちしています。

消費生活の
ご相談は

美幌町消費生活センター（しゃきっとプラザ 2階）

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）